

(住所・所在地)

---

(氏名・名称)

殿

税関 業務部

### 事前教示照会に対する文書回答の対象となくなった旨のお知らせ（通知）

(文案の例示)

事前教示照会に対する文書回答は、照会者に文書回答を行うとともに、その内容を公開することにより、同様の取引等を行う他の輸入者に対しても（関税評価に関する法令/減免税）の適用等について予測可能性を与えるものとして、一定の要件に該当する照会を対象として行うこととしています。

しかしながら、令和 年 月 日に受理しました照会内容（登録番号 ）は、下記の理由から、事前教示照会に対する文書回答の対象となくなりましたので、お知らせします。

記

(理由)